

国立市事業者向けSDGs宣言制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、SDGsの達成を通じて市内産業の振興を図る「国立市事業者向けSDGs宣言制度（以下「本制度」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 国立市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う企業、個人事業主及びこれらで構成される団体をいう。
- (2) SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された国際目標をいう。
- (3) SDGs宣言 事業者のSDGsの推進に関する取組の宣言をいう。

(SDGs宣言の対象者)

第3条 SDGs宣言の対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。なお、本社等が市外に所在する事業者にあつては、組織の一支社等をもって対象者とするができるものとする。

- (1) SDGsの推進に関し現に実施し、又は実施する予定である取組があること。
- (2) 目指すSDGsのゴールが明確であり、本制度の趣旨に照らして適切なものであること。
- (3) SDGsを活用して事業に取り組んでいることの公表に努めること。
- (4) 国立市暴力団排除条例（平成25年12月国立市条例第42号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団関係者に該当しない者
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしていないこと。

(SDGs宣言)

第4条 SDGs宣言は、事業者が次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 国立市SDGs宣言書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、事業者から提出された国立市SDGs宣言書の内容がSDGsの推進に寄与すると認めるときは、事業者に対して別に定める宣言証を交付し、別に定める宣言ステッカーの使用を認めるものとする。

3 市長は、前項の宣言証を交付したときは、市ホームページ等において公表するものとする。

(SDGs宣言の変更)

第5条 SDGs宣言をした事業者(以下、「宣言事業者」という。)は、SDGs宣言の内容に変更があった場合は、国立市SDGs宣言変更届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(SDGs宣言の取下げ)

第6条 宣言事業者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき又は宣言を継続する意思がないときは、国立市SDGs宣言取下げ届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(SDGs宣言の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、SDGs宣言の取消し、第4条第2項に規定する宣言証及び宣言ステッカーの使用を中止させるものとする。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 前条の届け出があったとき。
- (4) 本制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- (5) 宣言を継続することが適当でない市長が認めたとき。

(SDGs達成に向けた取組の報告)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、宣言事業者に対し、取組の進捗状況に係る報告を求めることができる。

(責任の所在)

第9条 第7条の規定による取消しにより、当該事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、市長は一切の賠償の責任を負わないものとし、当該事業者がその責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。